

仕様書

令和8・9年度国立文楽劇場舞台音響設備保守点検業務

独立行政法人日本芸術文化振興会
国立文楽劇場舞台技術課音響映像係

仕様書

1. 件名 令和8・9年度国立文楽劇場舞台音響設備保守点検業務

2. 業務履行場所

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下、「振興会」という。）

国立文楽劇場 文楽劇場及び小ホール等

大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号

国立文楽劇場（以下、「劇場」という。）構外での作業が発生した場合は、振興会国立文楽劇場舞台技術課音響映像係（以下、「担当係」という。）と協議のうえ、当該機器に適した工場及び試験場を選び最適の状態で行うものとする。

3. 履行期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

4. 業務内容

別紙「保守点検仕様内訳」を参照のうえ以下の保守点検業務を行うこと。

(1) 点検（測定を含む）

(2) 整備（調整を含む）

(3) 補修

(4) 日常運用にともなう設備上の技術管理と調整

(5) 試験成績及び作業内容図書の作成並びに報告書の提出

(6) 主だった機器（音響調整卓、ワイヤレスマイク設備、インターラム設備、中継室録音卓）
に不具合が生じた場合に緊急対応を行うこと。

5. 業務範囲

本仕様書によって行われる点検方法及び点検内容、本仕様書内で規定される規格は、各設備機器納品時の完成図書試験成績書を基準とし、担当係の判定に基づくものとする。

6. 業務時間及び日程

(1) 業務時間は、原則として9：00から22：00の間とし、当該時間内で作業を行うものとする。

(2) 業務日程と内容については、受託者と担当係が協議の上で決定するが、担当係が特に要請した場合は、速やかに出向し、本業務を行うものとする。

7. 現場責任者及び副責任者の選任等

(1) 現場責任者及び副責任者の選任

受託者は本件の従事者の中から現場責任者（以下、「責任者」という。）1名、現場副責任者（以下、「副責任者」という。）1名を選任し、担当係に報告すること。

(2) 責任者の条件

責任者は、舞台音響設備保守点検業務の経験を5年以上有すること。

(3) 責任者及び副責任者の責務

①① 責任者は、次の責務を負うものとする。

ア. 全作業を統括し、委託者に対して従事者を代表する。

イ. 従事者の出退勤を正確に把握する。

ウ. 作業終了時には、必ず担当係の検査・承認を受ける。

②責任者が不在の時には、副責任者をもって責任者の職務を代行させる。

(4) 従事者名簿の作成と提出

受託者は、振興会に対し契約後直ちに保守点検業務従事者名簿を作成し提出すること(責任者については、7.(2)の条件を確認できる経歴等も記入すること)。

8. 報告書の提出

受託者は、業務完了後、速やかに保守点検報告書を担当係に提出すること。

9. 費用の負担

- (1) 本業務に要する人材及び工具・測定器等の調達費用については受託者の負担とし、補充の必要が検出された交換品等の費用については振興会の負担とする。
- (2) 履行開始時の業務引継ぎ及び終了時の引渡しに係る経費は一切受託者の負担とする。
(下記「17. 契約の終了」参照のこと)

10. 従事者の心得

- (1) 従事者は、作業実施中名札を着用すること。
- (2) 高所等危険な箇所での作業を行う場合は、墜落制止用器具やヘルメット等を着用し安全対策を行うこと。
- (3) 喫煙は、指定された場所のみで行うこと。
- (4) 作業終了の際は、火気の確認を徹底し、担当係に退出することを告げること。

11. 代行の禁止

受託者は、文書による振興会の事前承諾なしに、業務の一部又は全部を第三者に代行又は受託させてはならない。

12. 施設・設備の保全

受託者は本業務を行うに際し、劇場の施設、設備及び備品等の保全に協力するものとする。

13. 労働法上の責任

受託者は本業務の従事者に対し、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、社会保険諸法令その他法令に定められた事業主としての責を負い、振興会に対し一切責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

14. 損害賠償

- (1) 受託者は自己の責に帰すべき事由により、劇場の施設、設備又は備品に損害を与え、若しくは正常な公演及び業務を妨げるに至った場合には、自己の賠償の責に任ずるものとする。
- (2) 振興会は自己の責に帰すべき事由により、受託者の責務の履行を妨げ、かつ損害を与えた場合に限り、受託者に契約代金の全部または一部を補償するものとする。
- (3) 天災、不可抗力により本業務の履行が困難となった場合には、両当事者はその責を負わない。

15. 守秘義務

受託者は本契約履行中であると本契約終了後であるとを問わず、業務の履行に際して知り得た守秘事項の一切を本件業務以外の目的に利用しないこと。

16. 契約の変更

契約書の内容に追加又は変更する必要が生じた場合には、書面によらなければ効力を生じない。

17. 契約の終了

(1) 契約満了又は失効した際、受託者は次の受託者が円滑に業務を引継ぐことができるよう
に業務を引渡さなければならない。

(2) 前項の場合、受託者は直ちに自己の所有物を撤去しなければならない。ただし、業務の引
渡しに要する物についてはこの限りではない。

18. 設備の更新等による点検内容の変更

設備の更新等による点検内容の変更については、これに対応すること。

19. 連絡体制

受託者は劇場の主だった機器の保守点検の体制表を提出すること。

20. その他不明な点

その他不明な点については、担当係と協議の上遂行すること。

以上

保守点検仕様内訳

文楽劇場音響設備

1. 保守対象

(1)	音響調整卓及び出力制御機器		
	HYFAX	Expert II	一式
	DRAWMER	DA-6	1台
	dbx	166XL	1台
	BSS AUDIO	BLU-160 4in-8out	2台
		BLU-160 8in-8out	2台
(2)	電力増幅機器		
	HYFAX	PRO4023A	30台
	Accuphase	PRO-30	2台
	CODA AUDIO	LINUS10-C	1台
(3)	入・出力コネクター盤及び渡り回線		
(4)	三点吊装置		
		特型	一式
(5)	舞台監督卓		
		特型	一式
(6)	場内放送設備		
		特型	一式
(7)	周辺機器		
	ROSENDALH	nanoclocks	1台
	DRAWMER	DA-6	1台
	TASCAM	SS-CDR200	2台
		SS-R250N	2台
		SS-CDR250N	4台
		CD-6010	3台
		MD-CD1BMKIII	1台
		MD-350	3台
		122MKIII	5台
		HS-20	1台
	Lexicon	300L	1台
(8)	ワイヤレスマイク設備		
	SENNHEISER	Digital9000	2台(12ch)
		EM2050	6台(12ch)
		SR2050IEM	2台(4ch)
		SK9000	12台
		SKM9000	12台
		SKP2000	12台
		EK2000IEM	10台
(9)	スピーカー設備		
①	プロセニアムスピーカー		
	Electro-Voice	Xi-1152A	4台
②	地方スピーカー		
	Electro-Voice	Xi-1122A	2台

③	サイドスピーカー		
	Electro-Voice	Xi-1122A	4台
④	棟敷スピーカー		
	EAW	JF60	2台
⑤	フロントスピーカー		
	Electro-Voice	S40	4台
⑥	ウォールスピーカー		6台
⑦	シーリングスピーカー		4台
⑧	トーメンスピーカー		
	Electro-Voice	Xi-1122A	2台
⑨	大臣スピーカー		
	ALTEC	932-8B	2台
⑩	下座スピーカー	特型	2台
⑪	ステージスピーカー		
	CODA AUDIO	G515-96	2台
	TW AUDiO	M8	6台
		M6	2台
	K-array	KAN200	3台
	L-ACOUSTICS	12XT	2台
⑫	音響室モニタースピーカー		
	JBL	4312G	3台
⑬	運営・ロビースピーカー		一式

(10) インターカム設備

Clear-Com	Eclipse-HX-Delta-32P	1 台
	IF4W4	2 台
	PS-704	3 台
	V12RD	4 台
	V12RDD	3 台
	KB-702	7 台
	KB-722 II	1 4 台
	CC-100	3 2 台

(1.1) ワイヤレスインターネット設備

TB-eye	TBE-SIP-S	1 台
	TBE-AP2	18 台
	WFDI-TC2	10 台
	WFDI-NS1	10 台

Panasonic

ブザー装置
TASCAM SS-R250N 1/4

TASCI

- ：保守内容

 - (1) 各部の電気的特性点検
 - (2) 操作部等の部品点検、動作点検
 - (3) 各部のレベル調整
 - (4) モニタースピーカー特性点検
 - (5) 電力増幅器については負荷となるスピーカー特性点検までとする。
① プロセニアムスピーカー 客席中央一箇所

② サイドスピーカー	客席中央一箇所
③ プロセサ+サイドスピーカー	客席中央一箇所
④ 桟敷スピーカー	下手上手桟敷席
⑤ フロントスピーカー	客席中央一箇所
⑥ ウォールスピーカー	客席中央一箇所
⑦ シーリングスピーカー	客席中央一箇所
⑧ トーメンスピーカー	舞台中央一箇所
⑨ 音響室モニタースピーカー	オペレーター位置一箇所

3. 時期

計画的に作業を各月に振り分け、1年間で保守点検業務を完了すること。
2年目も同様に行うこと。

小ホール音響設備

1. 保守対象

(1) 音響調整卓

STUDER	VISTA1 32Fader	一式
	D21 ST BOX	1台
	VISTA Compact	1台

(2) 電力増幅器

CODA AUDIO	LINUS10-C	4台
YAMAHA	XMV8280	1台

(3) 入・出力コネクター盤及び渡り回線

一式

(4) アナウンス設備

特型 一式

(5) ワイヤレスマイク設備

SENNHEISER	EM2050-J	4台(8ch)
	SKM500-935 G3-JB	8台
	SK2000-JB	8台
	SKP2000-JB	8台

(6) スピーカー設備

① プロセニアムスピーカー	
CODA AUDIO TiRAY	5台
TiLOW	1台

② サイドスピーカー

CODA AUDIO CoRAY4i	2台
CoRAY4Li	2台

③ フロントスピーカー

K-array KV52	2台
--------------	----

④ トーメンスピーカー

CODA AUDIO HOPS5T	2台
-------------------	----

⑤ ステージスピーカー

HOPS5T	2台
HOPS8T	4台

⑥ モニタースピーカー

ADAM AUDIO A5X	2台
----------------	----

⑦ 運営、ロビースピーカー

一式

(7) インターカム設備

Clear-Com	V12RD	1台
-----------	-------	----

	KB-722 II	1 台	
	CC-100	1 台	
	コンセント盤	9 力所	
(8)	ワイヤレスインターラム設備		
	TB-eye	TBE-SIP-S	1 台
		TBE-AP2	7 台
		WFDI-TC2	4 台
		WFDI-NS1	4 台
	Panasonic	KX-UT136N	1 台
(9)	周辺機器		
	BRAINSTORM	DCD8	1 台
	GRACE DESIGN	m201	1 台
	YAMAHA	DME24N	1 台
	TASCOM	SS-CDR1	2 台
		SS-CDR200	2 台
		CD-6010	2 台
		MD350	1 台
		122MKIII	1 台
(10)	ブザー装置		
	Roland	AR-200	1 台

2. 保守内容

- (1) 各部の電気的特性点検
- (2) 操作部等の部品点検、動作点検
- (3) 各部のレベル調整
- (4) 電力増幅器については負荷となるスピーカー特性点検までとする。
 - ① プロセニアムスピーカー 客席中央一箇所
 - ② サイドスピーカー 客席中央一箇所
 - ③ フロントスピーカー 客席中央一箇所
 - ④ プロセ+サイドスピーカー 客席中央一箇所
 - ⑤ トーメンスピーカー 舞台中央一箇所
 - ⑥ ステージスピーカー 客駅中央一箇所
 - ⑦ ロビースピーカー ロビー中央一箇所

3. 時期

計画的に作業を各月に振り分け、1年間で保守点検業務を完了すること。
2年目も同様に行うこと。

A V室音響設備

1. 保守対象

- (1) 音響資料複製機器

HP	Z440	一式
----	------	----
- (2) 映像資料複製機器

HP	Z440	一式
----	------	----
- (3) 入・出力コネクター盤及び渡り回線
- (4) A V室内音響設備

ROSEN DAHL	nanosyncsHD	1 台
DRAWMER	DA-6	1 台
emmLabs	ADC8MKIV	1 台
Steinberg	UR824	1 台

RME	TDIF-1	1 台
TASCOM	122MKIII	1 台
	DA-60MK II	1 台
Accuphase	PRO-30	1 台
(5) モニタースピーカー		
TANNOY	SYSTEM1000	2 台

2. 保守内容

- (1) 各部の電気的特性点検
- (2) 操作部等の部品点検、動作点検
- (3) 各部のレベル調整

3. 時期

年1回の保守点検を行うこと。

2年目も同様に行うこと。

中継室音響設備

1. 保守対象

(1) 録音調整卓			
	TAMURA AMQ1100	一式	
(2) 入・出力コネクター盤及び渡り回線			
(3) モニタースピーカー			
	FOSTEX RS-N2	2 台	
(4) モニターアンプ			
	Accuphase PRO-30	1 台	
(5) 周辺機器			
	ROSEN DAHL nanoclocks	1 台	
		nanosyncsHD	1 台
	Lexicon PCM96	1 台	
	HYFAX ADH-1223	1 台	
(6) 録音機器			
	HP Z840	一式	
	RME ADI-6432R	1 台	
		FIREACE UFX+	1 台
(7) 音声編集機器			
	HP Z4 G5 Workstation	1 台	
	RME FIREACE UFX+	1 台	
	TASCAM SS-CDR-1	2 台	
	CD-6010	1 台	
	MD-350	1 台	
	122MKIII	1 台	
(8) 映像編集機器			
	TSUKUMO G-GEAR neoGX9J-E213/ZB	1 台	
	RME FIREACE UFX+	1 台	

2. 保守内容

- (1) 各部の電気的特性点検
- (2) 操作部等の部品点検、動作点検
- (3) 各部のレベル調整
- (4) モニタースピーカー特性点検

3. 時期

年1回の保守点検を行うこと。
2年目も同様に行うこと。

その他

1. 保守対象
音響回線設備
2. 保守内容
各部の電気的特性点検
3. 時期
年1回の保守点検を行うこと。
2年目も同様に行うこと。

以上